

社会福祉法人太田福祉記念会

湖南地区地域包括支援センター重要事項説明書

(湖南地区指定介護予防支援事業所)

〈平成29年4月1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 024-992-0291 (午前8時30分～午後5時00分)

※ただし、土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12月31日～1月3日)は除く。

担 当 者 主任介護支援専門員 紺野尚子

※ご不明な点は、どんな事でもおたずねください。

2. 湖南地区地域包括支援センター(湖南地区指定介護予防支援事業所)の概要

(1) 提供するサービスの種類等

事業所の名称	社会福祉法人太田福祉記念会 湖南地区地域包括支援センター(湖南地区指定介護予防支援事業所)
所在地	福島県郡山市湖南町舟津字小磯5112番地1
介護保険事業所番号	0700300148(指定介護予防支援)
サービスを提供する地域	郡山市(湖南地区)

(2) 当事業所の職員体制

()内は男性再掲

	資 格	常 勤	職 務 内 容
管 理 者 (介護支援専門員を兼務)	介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事	1名	職員の管理、業務状況の把握及びその他の管理を行います。
介 護 支 援 専 門 員 (管理者を兼務)	介護支援専門員 介護福祉士 社会福祉主事	1名	介護予防支援及び介護予防マネジメントを行います。
介 護 支 援 専 門 員	介護支援専門員 介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉主事	1名(1)	

【主な職種の職員体制】

職 種	勤 務 体 制(平日)
介護支援専門員	午前8時30分～午後5時00分 3名

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日(第2・第4土曜日は除く。)
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時00分 (土曜日は午前8時30分～午後1時00分)
定 休 日	第2・第4土曜日、日曜日、祝祭日、 年末年始(12月31日～1月3日)

3. サービスの内容

①介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント（以下、介護予防サービス計画等という）の作成と見直し ②サービス事業所との連絡調整 ③サービス実施状況の把握及び評価 ④利用者状況の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定又は要支援認定の申請に対する協力、援助 ⑦相談業務

4. サービスの申込みから提供までの流れと主な内容

① 介護予防サービス計画等の原案作成や、そのために必要な調査等の業務を担当します。
② 介護予防サービス計画等の原案について、利用者及び家族等に説明し、同意を得た上で決定します。
③ 3ヶ月に1回利用者の居宅を訪問し面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。介護予防サービス計画等に変更の必要がある場合は、利用者及び家族等と協議し計画を変更します。
④ 介護予防サービス等が変更された場合には、利用者に対し書面を交付し、その内容を確認していただきます。

5. 利用料金

(1) 利 用 料（1カ月あたり）

介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費 4,300円

※1. 新規に介護予防サービス計画等を作成した場合は、初回加算として3,000円が加算されます。

※2. 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を提供し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合は、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算として3,000円が加算されます。

※3. 保険料の滞納等により、保険給付金が直接業者に支払われない場合は1ヶ月あたり上記の利用料をお支払いいただきます。お支払いいただきますとサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の窓口へ提出しますと全額払い戻しされます。

※4. 要支援認定を受けた利用者は、自己負担額はありませぬ。

(2) 交 通 費

無 料

(3) 解 約 料

利用者の都合によりいつでも解約することができます。料金はかかりません。

(4) お支払い方法

料金が発生する場合、毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、請求日より30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。

お支払い方法は、現金又は銀行口座振込の2通りの中からご契約の際に選べます。

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 窓口での現金支払い |
| 2. 下記指定口座への振込（振込手数料については振込者の負担となります。） |
| 金融機関 郡山信用金庫 熱海支店 普通預金 1071916 |
| 名 義 社会福祉法人太田福祉記念会 理事長 太田 宏 |

6. サービスの利用方法

(1) サービスの開始

まずは、お電話等でお申し込みください。ご契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さい。いつでも解約できます。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により事業所を閉鎖又は縮小する場合、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了30日前までに文書で通知します。

③自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者が要介護又は非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

④その他

利用者又は家族等が、事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させていただく場合があります。

7. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

利用者の委託を受けて、利用者に対し、介護保険関係法令の趣旨に従って、その存する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス計画等の作成を支援するとともに、必要なサービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(2) 運営の方針

- ① 事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮した事業を行います。
- ② 事業に実施にあたっては、心身の状況やその置かれている環境等に応じて、出来る限り要介護にならないよう利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成する為に適切なサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。
- ③ 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防事業者若しくは地域密着型介護サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に支援します。
- ④ 郡山市及び関係市町村、地域包括支援センターやサービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの提供者等との綿密な連携に努めます。

8. 秘密保持

管理者並びに職員(職員であった者も含む。)は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等に関する秘密は、いかなる場合においてもこれを他に漏らしません。

9. 事故発生時の対応方法

万が一利用者に事故等が発生した場合は、事故対応マニュアルに沿って必要な措置を講ずる他、ご家族や市町村等に速やかに連絡いたします。

10. 損害賠償

サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、速やかに利用者の家族等及び市町村に連絡を行なうとともに、利用者に対して速やかに

その損害を賠償いたします。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所苦情受付担当

苦情解決責任者 所 長 佐々木 恵美子

苦情受付担当者 主任介護支援専門員 伊 東 君 江 電話024-992-0291

(受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分)

(2) 苦情解決第三者委員

直接事業所に申し出できない場合は、当法人苦情解決第三者委員へお申し出下さい。

苦情解決第三者委員 伊 藤 清 郷 電話024-922-2215

齋 藤 ちづ子 電話024-984-4281

(3) その他

上記以外に、市町村等の相談・苦情窓口等でも受け付けております。

(福祉サービスの苦情・相談について)

福島県社会福祉協議会内 福島県運営適正化委員会事務局 電話024-523-2943

(介護保険サービスの苦情について) 福島県国民健康保険団体連合会 電話024-528-0040

(介護保険全般に関するお問い合わせ) 郡山市保健福祉部介護保険課 電話0120-65-3736

(介護予防・日常生活支援総合事業関係のお問い合わせ)

郡山市地域包括ケア推進課 電話024-924-3561

12. その他運営に関する重要事項

(1) 職員の資質向上を図るため、研修の機会を設け、各種資格取得を推奨しております。

(2) その他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人太田福祉記念会の理事会・評議員会で定めます。

13. 当法人の概要

〈法人名称〉 社会福祉法人 太田福祉記念会

〈代表者名〉 理事長 太 田 宏

〈法人所在地〉 福島県郡山市熱海町玉川字阿曾沢11番地1

〈電話番号〉 024-994-0888

〈インターネット〉

URL <http://www.ohta-fukushi.or.jp>

〈定款の目的に定めた事業〉

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | (5) 訪問介護事業 |
| (2) 短期入所生活介護事業 | (6) 通所介護事業 |
| (3) 地域支援・介護予防支援事業 | (7) ケアハウス事業 |
| (4) 居宅介護支援事業 | (8) その他これに付随する業務 |

〈施設・事業所〉

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) | 2カ所 |
| (2) 短期入所生活介護事業所 | 2カ所 |
| (3) 地域包括支援センター | 1カ所 |
| (4) 居宅介護支援事業所 | 1カ所 |
| (5) 訪問介護事業所 | 1カ所 |
| (6) 通所介護事業所 | 3カ所 |
| (7) ケアハウス | 1カ所 |

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

平成 年 月 日

〈事業者〉 所在地 福島県郡山市湖南町舟津字小磯5112番地1

名称 社会福祉法人太田福祉記念会 湖南地区地域包括支援センター
(湖南地区指定介護予防支援事業所)

代表者名 所長 佐々木 恵美子 印

〈説明者〉 職氏名 主任介護支援専門員 紺野 尚子 印

私は契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

〈利用申込者〉 氏名 _____ 印

〈家族・代理人〉 氏名 _____ 印